平成２３年（フ）第５１１号
千葉県流山市加４丁目13番地の３　エクセル流山106
債務者　白石　睦英
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５４８号
千葉県松戸市馬橋1912番地　コーポイシイ202号
債務者　大塚　和明
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５５２号
千葉県松戸市松戸1741番地　鳥海荘103号
債務者　安孫子　明（旧姓板垣）
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５６７号
千葉県野田市中里1199番地の３
債務者　染谷　公江
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９４号
千葉県柏市北柏４丁目７番地４
債務者　吉澤　次男
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５９７号
千葉県松戸市河原塚234番地の２　ラルゴ東松戸509号
債務者　米澤　　暁
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１４号
千葉県松戸市二ツ木1903番地　鶴ハイム二三ケ丘405号
債務者　柳沼利花子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１６号
千葉県松戸市西馬橋相川町149番地　第２コーポ深野102号
債務者　佐々木　誠
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０１号
周南市川手２丁目９番６号
債務者　山田潤一郎
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０２号
周南市川手２丁目９番６号
債務者　山田　節子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１０３号
周南市長田町９番10号
債務者　柏原美由紀
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第５５４号
北九州市八幡西区上上津役１丁目23番18号
債務者　加来　裕敏
1　決定年月日時　平成23年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６３５号
北九州市小倉北区中井５丁目７番５号
債務者　瀬戸ミナ子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５２号
北九州市八幡西区市瀬３丁目７番22号
債務者　齊木　隆生
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６５３号
北九州市小倉北区神岳１丁目１番19―201号
債務者　湯藤江梨子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６６０号
北九州市八幡西区市瀬１丁目８番５号
債務者　村崎　美子
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７０号
北九州市八幡西区折尾５丁目８番８―905号
債務者　松崎　　智
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第６７２号
北九州市小倉南区湯川新町２丁目６番15号
債務者　吉田　晴男
1　決定年月日時　平成23年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部